

改正

平成20年6月12日条例第15号

平成21年12月18日条例第18号

平成24年12月12日条例第15号

平成25年2月9日条例第1号

平成26年10月1日条例第12号

平成29年4月1日条例第8号

平成29年9月29日条例第15号

令和3年3月19日条例第5号

池田町福祉医療費特別給付金条例

池田町福祉医療費特別給付金条例（平成15年池田町条例第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、乳幼児等、障害者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が療養の給付又は療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けたときに福祉医療費特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 乳幼児等 出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- （2） 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳交付者」という。）のうち、障害等級が3級以上に該当するもの

イ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けた者（以下「療育手帳交付者」という。）

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「精神障害者保健福祉手帳交付者」と

いう。)のうち、障害等級が2級以上に該当するもの

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第54条第3項の規定により自立支援医療受給者証を交付された者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する医療（以下「精神通院医療」という。）を受けているもの

オ アからエまでに掲げる者のほか、65歳以上の者であって国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（以下「65歳以上国民年金別表該当者」という。）

(3) 母子家庭の母子等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、現に18歳未満の児童又は18歳以上20歳未満で高等学校その他町長が認める施設に在学若しくは在校中の者（高等学校を卒業した者を除く。以下「18歳未満の児童等」という。）を扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）

イ アに掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等（以下「母子家庭の子」という。）

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち、18歳未満の児童等（以下「父母のない児童」という。）

(4) 父子家庭の父子 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のいない男子であって、現に18歳未満の児童等を扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）

イ アに掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等（以下「父子家庭の子」という。）

(5) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）をいう。

(6) 保険医療機関等 医療保険各法の規定による被保険者、組合員及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく医療等を受けることができる者（以下「後期高齢者被保険者」という。）に対する療養の給付等を取扱うことができる病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等をいう。

(7) 協力医療機関等 前号の保険医療機関等のうち、支給対象者が提示する受給者証により受給者資格を確認した者の療養の給付等に要した費用等の情報を長野県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が定める方法により国保連へ提供する事務について町長と契約等を締結したものをいう。

(8) 診療報酬明細書等 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）の規定に基づく診療報酬明細書及び調剤報酬明細書、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）の規定に基づく訪問看護療養費明細書並びに医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養費又は医療費に係る支給申請書（柔道整復師の施術料に係るものを含み、療養の給付等に附随するものを除く。）をいう。

（支給対象者）

第3条 給付金は、前条第1号から第4号までに規定する者（これらの2以上に該当する者については、いずれか一に限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

- (1) 当町に住所を有する者（当町に居住する者であって、特別の事情によりその者が住所を有することができないことについて町長が承認したものを含む。）
- (2) 当町の区域外に所在する特定施設（障害者総合支援法第19条第3項並びに附則第4条、第18条第1項及び第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に入所する障害者のうち、同法第19条第3項の規定により町長が支給決定を行うもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、給付金の支給対象としない。

- (1) 特定施設に入所する障害者のうち、障害者総合支援法第19条第3項の規定により当町以外の市町村長が支給決定を行うもの
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護を受けている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく支援給付を受けている者
- (4) 後期高齢者医療被保険者（前条第2号に規定する障害者を除く。）
- (5) 前条第2号に規定する障害者（出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く。）で、その者の前年（1月から7月までの療養の給付等については前々年。以下同じ。）の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第7条に定める額を超えるもの又はそ

の者の配偶者若しくはその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）でその者の生計を維持するものの前年の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第2条第2項に定める額以上であるもの

（6） 母子家庭の母及び父子家庭の父で、その者の前年の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額をいう。以下同じ。）が同令第2条の4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当の全部について行うときの額以上であるもの又はその者の扶養義務者でその者と生計を同じくするものの前年の所得の額が同令第2条の4第8項に規定する額以上であるもの

（7） 母子家庭の子及び父子家庭の子で、その者の前年の所得の額が児童扶養手当法施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるもの

（8） 父母のない児童で、その者若しくはその者の養育者の前年の所得の額が児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるもの又はその者の養育者の配偶者若しくはその者の養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持しているものの前年の所得の額が同令第2条の4第8項に規定する額以上であるもの

（受給者証の交付）

第4条 支給対象者が給付金の支給を受けようとするときは、あらかじめ町長に受給者証の交付を申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、支給対象者の要件を審査のうえ、要件を満たす者については受給者資格を登録のうえ受給者証を交付する。

（受給者資格の得喪）

第5条 支給対象者が給付金の受給者資格を取得する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 支給対象者の要件を具備したとき 当該要件を具備した日の属する月の初日

（2） 出生又は転入したとき並びに他法等で療養の給付等を受けていた者が新たに支給対象者となったとき 当該事実の発生した日

2 支給対象者が給付金の受給者資格を喪失する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 支給対象者の要件に該当しなくなったとき 当該要件に該当しなくなった日の属する月の翌月の初日

(2) 死亡又は転出したとき 当該事実の発生した日の翌日

(3) 他法等で療養の給付等を受けることとなったとき 当該事実の発生した日

3 前2項の規定にかかわらず、給付金の支給に関し長野県内の他の市町村との間で調整が必要となるときの取扱いについては、別に定める。

(支給範囲)

第6条 町長は、支給対象者が医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく給付の対象となる療養の給付等（第2条第1項第2号エのみに該当する者は、精神通院医療以外の療養の給付等を除く。）を受けたときに、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した費用額から次の各号に掲げる額を控除した額を給付金として支給する。

(1) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合（高齢者医療確保法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）が負担する額

(2) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額

(3) 医療保険各法（国民健康保険法を除く。本号において同じ。）の被保険者等に係るものにあつては、医療保険各法の規定に基づき、保険者又は共済組合が規約、定款、運営規則等に医療保険各法に規定する保険給付にあわせてこれに準ずる給付を行う旨を定めているときは、現に給付を受けるか否かにかかわらず、その規定に基づき給付を受けることのできる額

(4) 国民健康保険法の被保険者等に係るものにあつては、同法第43条又は第58条第2項の規定による条例又は規約の定めるところにより、一部負担金の割合が減ぜられ又はその他の保険給付（疾病及び負傷の療養に係るものに限る。）を受けることができるときは、これらに相当する額

(5) 高齢者医療確保法の後期高齢者医療被保険者に係るものにあつては、同法第86条第2項の規定による条例の定めるところにより、その他の後期高齢者医療給付（疾病及び負傷の療養に係るものに限る。）を受けることができるときは、これらに相当する額

(6) 他の法令等の規定に基づき、国又は地方公共団体の負担において、医療に関する給付を受けることができるときは、その額

(7) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等に要する費用の請求のために保険医療機関等又は被保険者等が作成した診療報酬明細書等ごとに500円又は診療報酬明細書等ごとの一部負担金のいずれか小さい額

(受給者証の提示)

第7条 支給対象者は、保険医療機関等又は協力医療機関等で療養の給付等を受けようとするときは、その都度医療保険各法に規定する被保険者等及び後期高齢者医療被保険者であることを証する書面（以下「被保険者証等」という。）とともに受給者証を提示しなければならない。

(支給申請)

第8条 支給対象者は、給付金の支給を受けようとするときは、町長に給付金の支給申請をしなければならない。

- 2 前項の場合において、支給対象者が前条の規定により協力医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けたときは、当該協力医療機関等から提供される情報に基づき国保連から町長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から町長に給付金の支給申請があったものとみなす。
- 3 支給対象者は、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定により被保険者等又は後期高齢者医療被保険者が療養の給付等を受けたときに保険医療機関等で支払うこととされている一部負担金等を支払った後でなければ、第1項の支給申請を行うことができない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、支給対象者のうち、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが、前条の規定により保険医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して療養の給付を受けた場合には、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき国保連又は社会保険診療報酬支払基金から町長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から町長に給付金の支給申請があったものとみなす。
- 5 前項に規定する場合は、給付金の支給は、当該保険医療機関等に支払うことによって行うことができる。
- 6 前項の規定による支払があったときは、当該支払は、当該受給者又は保護者に対する給付金の支給とみなす。

(支給申請の期限)

第9条 第8条第1項の支給申請は、支給対象者が療養の給付等を受けた日（保険医療機関等から第8条第3項の一部負担金等の請求が遅延した場合は当該請求のあった日、災害等特別な理由があった場合はその理由が消滅したと認められる日）の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは申請することができない。

(支給決定)

第10条 町長は、前条の支給申請があったときは、これを審査して支給の可否を決定する。

(損害賠償との調整)

第11条 町長は、支給対象者の疾病又は負傷が第三者の行為によってなされ、当該第三者から疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した給付金を返還させることができる。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者があるときは、その者に既に支給した給付金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号（乳幼児等に関する部分）及び第3条の改正規定（特定施設に入所する障害者に関する部分に限る。）は、平成20年8月1日から施行する。

(乳幼児等及び特定施設に入所する障害者に関する規定の適用)

- 2 この条例による改正後の池田町福祉医療費特別給付金条例第2条第1号（乳幼児等に関する部分）及び第3条（特定施設に入所する障害者に関する部分に限る。）の規定は、平成20年8月1日以降に行われる療養の給付等から適用する。

(経過措置)

- 3 平成20年3月31日において現にこの改正による改正前の池田町福祉医療費特別給付金条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号の老人に該当し、かつ、平成20年4月1日以降も引き続き旧条例第2条第1号の老人に該当している者については、旧条例の規定はなお効力を有する。この場合において旧条例第6条第6号中「老人保健法」とあるのは「健康保険法第74条第1項第2号、同法第110条第2項第1号のハ及び健康保険法施行令（大正15年6月30日勅令第243号）第42条第3項第3号又は第5項第3号」とする。

附 則（平成20年6月12日条例第15号）

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年12月18日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則（平成24年12月12日条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月9日条例第1号）

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日条例第12号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日条例第8号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日条例第15号）

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日において現に改正前の池田町福祉医療費特別給付金条例の規定により交付を受けた受給者証の有効期間が満了する日までの療養の給付等については、なお従前の例による。

改正

平成26年10月1日規則第4号

池田町福祉医療費特別給付金条例施行規則

池田町福祉医療費特別給付金条例施行規則（昭和56年池田町規則第13号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 池田町福祉医療費特別給付金条例（平成20年池田町条例第8号。以下「条例」という。）

第13条の規定により、必要な事項を定める。

（資格及び認定の範囲）

第2条 条例第2条第1項第2号イ中、日常生活において常時介護を必要とする状態のものとは次の各号のいずれか一つに該当するものとする。

（1）食事の状態

- ア 自力で食べるが3分の1以上こぼす。
- イ 養ってもらい食べる。
- ウ 食事動作はできるが、指示されないと何時までも食べない。

（2）着脱衣の状態

- ア ひもは解けるが結べない。
- イ 一部介助すれば脱げる（着られる）。
- ウ 脱げない、着られない。

（3）用便の状態

- ア 自力で便所（便器）に行くが紙を使えない。
- イ 介助してもらい便所（便器）に行き自力で用をたす。
- ウ 表現した時に連れていく（又は便器にとる）。
- エ 時間でつれていく。
- オ おむつを使用している。

（4）移動の状態

- ア 手をひいてもらい（肩にもたれて）移動する。
- イ はって移動する。
- ウ いざり移動する。

エ 寝たきりである。

第3条 条例第2条第1項第3号アに規定する町長が認める施設とは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中等教育学校（後期課程に限る。）
及び特別支援学校（高等部に限る。）
- (2) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (3) 学校教育法第134条に規定する各種学校
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する公共職業能力開発施設及び職業訓練施設
(受給者証交付申請)

第4条 医療費の給付を受けようとする者は、次に定める池田町福祉医療費特別給付事業受給資格者証交付（更新）申請書（様式第1号）により行うものとする。

- (1) 重度心身障害者
- (2) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子
- (3) 乳幼児等

2 次の者については前項の申請書に調書等を添付しなければならない。

- (1) 身障手帳3級以上の者、療育手帳B1以上の者、精神障害者2級以上の者、母子家庭の母子、父母のない子及び父子家庭の父子 所得状況調書、同一世帯全員の所得課税扶養証明書（池田町に現年度の所得情報がない場合。ただし、4～7月については前年度分。同一世帯の者に扶養されている児童等の分は不要。）
- (2) 身障手帳4級以下で常時介護を要する者 常時介護状況調書（様式第4号）
- (3) 母子家庭の母子、父母のない子及び父子家庭の父子 在学等を証する書類
(受給者証交付)

第5条 町長は前条の申請書の内容を確認し認定したときは、申請者に福祉医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付する。

2 受給者証は原則として8月1日から翌年7月31日までの期間を単位として交付する。ただし、新たに受給者となった者、又は資格を失った者については次による。

- (1) 月の中途において受給者となったものについては、その該当するにいたった日の属する月の初日より、その日以後最初に到来する7月31日までとする。ただし、乳幼児にあってはその者の出生日からとする。
- (2) 受給者証交付後最初に到来する7月31日以前に給付期間が満了する場合はその当日の属す

る月の末日までとする。

(3) 転入者又は他法等で療養の給付を受けていたものが、新たに受給資格者となる場合は、当該事実の発生した日の翌日からその日以後最初に到来する7月31日までとする。

(4) 月の中途において死亡又は転出した者については、その事実が発生した日までとする。

(5) 他法により療養の給付を受けることとなった時は、その事実の発生する日の前日までとする。

(6) 医療費の受給者であった者が受給資格を喪失する場合は当該日の属する月の末日までとする。

3 受給者証の交付にあたっては前項に定めるほか、次に定める有効期間とする。

(1) 乳幼児等 満18歳で最初に到来する3月31日

(2) 重度心身障害者 資格を喪失する日の属する月の末日若しくは平成21年7月31日（以後3年毎）のいずれか早い方の日

（届出の義務）

第6条 支給対象者は、次の各号の一つに該当したときに、池田町福祉医療費特別給付事業受給資格者異動届（様式第5号）に受給者証及び保険証等を添えて届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名に変更があったとき。

(2) 加入医療保険に変更があったとき。

(3) 届出金融機関に変更があったとき。

(4) 受給資格を喪失したとき。

(5) 受給資格者証を破損又は紛失し、再交付を受けるとき。

（受給者証の更新）

第7条 受給者証の交付を受けている者であって、第5条に規定する期間以降も受給資格のあるものにあっては、その期間の到来する日の属する月の初日からその日までの間に、池田町福祉医療費特別給付事業受給者証更新申請書を提出し、受給者証の交付を受けるものとする。

2 更新申請に係る事務処理は第4条及び第5条の規定を準用する。

（給付金の支給申請）

第8条 条例第6条の規定により給付金を受けようとする受給資格者又はその保護者（以下「支給対象者」という。）は、福祉医療費特別給付金支給申請書（様式第6号）に医療機関等の診療報酬の証明書又は領収書等を添えて行うものとする。

（給付の支給）

第9条 町長は、前条の申請書又は条例第8条第2項に規定する通知を受理したときは、必要な審査を行い、給付の可否を決定するものとする。

2 給付金は、支給対象者が指定した金融機関の預金口座に振り込み、支給対象者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成20年3月31日において改正前の規則第2条第1号の老人に該当し、平成20年4月1日以降も引き続き該当している者についてはなお従前の例による。

附 則 (平成26年10月1日規則第4号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

池田町福祉医療費特別給付金受給者証交付(更新)申請書

池田町長 宛

資格区分	☐ 乳幼児等	☐ 身体障害	☐ 精神手帳	☐ 精神通院	☐ 母子・父子
------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

※本枠内を記入してください。乳幼児以外の転入者及び母子・父子家庭の方は裏面もご記入ください。

受給資格者	住 所	池田町大字				
	(フリガナ) 氏 名	生年月日	申 請 者 との続柄	取 得 日 喪 失 日	受給者証番号	
	()	T・S・H・R 年 月 日				
	()	T・S・H・R 年 月 日				
	()	T・S・H・R 年 月 日				
	()	T・S・H・R 年 月 日				
加入医療保険	☐ コピーを添付し記入を省略					
	保険者番号		記 号			
	保険者名称		番 号			
	被保険者氏名		資格取得年月日			
振込先	銀行 金庫 農協	支店 支所	口 座 番 号	普・当		
			名義人(カタカナ)			
上記のとおり福祉医療費特別給付金受給者証の交付を申請します。 また、本申請をもって翌年度以降の更新申請も併せて行ったものとみなしてください。 なお、受給資格及び支給額の審査において、受給資格者及び受給資格者の世帯員の町県民税・所得税等課税状況、町税等滞納の有無、児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当等の支給状況及び加入医療保険における負担区分及び療養費支給状況等を池田町が閲覧・照会することに同意します。 令和 年 月 日 申請者 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ 電話番号 _____						

《確認欄》※ここから下は記入しないでください。

申請区分	新規 ・ 更新	資格区分		特記事項	
保険証	☐ 国保 ☐ 後期 ☐ その他	有効期限	～		
手帳・ 手当等	☐ 身体手帳 () 級	☐ 療育手帳 ()	☐ 精神手帳 () 級	☐ 自立支援(精神通院)	
	☐ 国民年金証書	☐ 児童扶養手当	☐ その他 ()	☐ 公的医療 ()	
受付印	保留	証交付年月日	所得公簿確認	認定	却下理由
		年 月 日 ・窓口 ・郵送	・所得データあり ・所得証明の添付あり 年 月 日 確認者 印		

(裏面)

所得状況調書 (転入等で池田町に課税情報がない場合)

資格区分	☐ 身体障害	☐ 精神手帳	☐ 精神通院	☐ 母子・父子
------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

○所得・生計等の確認

・池田町に所得の申告済み					・前住所地の所得課税扶養証明書を添付 (未申告の方は所得の申告を行ってください。)				
本人及び同居者									
氏 名		生年月日		受給者との続柄		勤務先・学校名		備考	

○母子・父子家庭の方のみご記入ください。

手当・年金等の受給状況 (受給しているものに○をして下さい)		・児童扶養手当		・遺族年金		・障害年金	
保護者の直系血族及び兄弟姉妹との 接触状況 (同居者以外、父母がいない場合は兄弟姉 妹について記入)		父母の居住地 交流状況					
☐ 婚姻関係にあるものはいません。 また、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものはいません。							

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(受給資格者または保護者) 氏名

㊞

備考

常時介護状況調書

区分	身障手帳	障害程度	種 級	住所	池田町大字
				氏名	年 月 日生 歳
日常生活の基本的な身辺処理の状況	下記の項目中、該当する番号に○をすること				
	食事	1. ほぼ正常に自力で食べる 2. おにぎりにしてもらい自力で食べる 3. 自力で食べるが 1/3 以上こぼす 4. 手伝ってもらい食べる 5. 食事動作はできるが、指示しないといつまでも食べない			
	用便	1. どうか自力で便所に行き用を足す 2. 室内の便器を利用し自力で用を足す 3. 自力で便所（便器）に行くが紙を使えない 4. 介助してもらい便所（便器）に行き自力で用を足す 5. 表現したとき連れていく（または便器にとる） 6. 時間でつれていく 7. おむつを使用している			
	着脱衣	1. 一人で脱げる（前に開いたものなら脱げる） 2. 一人で着られる 3. 一人でボタン（ファスナー）をかけることができる 4. パンツの上げ下げができる 5. ひもは解けるが結べない 6. 一部分介助すれば脱げる（着られる） 7. 脱げない（着られない）			
	移動	1. 一人で移動できる 2. 立ち上がり、戸・壁等につかまって移動する 3. 手を引いてもらい（肩にもたれて）移動する 4. はって移動する 5. いざり移動する 6. 寝たきり			
	その他 参考事項				
備考					

年 月 日

上記のとおり相違ありません。

申請者氏名

印

様式第5号

池田町福祉医療費特別給付事業受給資格者異動届

年 月 日

池田町長 様

届出者住所 池田町大字
氏名



下記のとおり、受給資格者について異動がありましたので届け出ます。

受給資格				受給資格者氏名			
生年月日	年 月 日			電話番号	— —		
区分	新			旧		変更等年月日	
氏名変更							
住所変更	池田町大字			池田町大字			
医療保険 変更 (新)	保険者名 (保険者番号)			記号・番号			
	被保険者氏名			種別	本人・家族		
資格喪失	事由		(死亡の場合金融機関変更を必ず記入する)				
金融機関 変更 (新)	銀行 金庫 農協		支店 支所	口座 番号	普通・当座	名義 人	
再交付申請	理由						
※確認欄 (以下は記入しないこと)							
認定	公簿 () その他 ()			受給資格者番号			
確認印				年 月 日		印	

注意 提出の際、加入している医療保険被保険者証を提示してください。
金融機関変更、再交付申請を除き、受給者証と一緒に提出してください。

年 月 受診分

申請者記入欄	1 老人 2 心身障害者 3 乳幼児 4 母子 5 父子		福祉医療費特別給付金支給申請書										年 月 日					
	池田町長 様		申請者 住所 池田町大字												印			
			氏名												(本人または保護者)			
	下記により福祉医療費特別給付金の支給を受けたいので申請します。																	
	受給資格者証番号												受給資格者氏名	男 女				
													生年月日	年 月 日生				
	行政区									電話番号	— —							
	加入している医療保険等																	
	保険者名									保険者番号								
	番号・記号									被保険者								
診療報酬証明（領収書の添付が無い場合）																		
受診者									診療年月	年	月	入院	入院外					
												1	2					
生年月日	年 月 日生								当月入院・外来日数				日					
入院開始日	年 月 日								食事療養費該当回数				回					
受診期間	年 月 日から 年 月 日まで								保 険 対 象 分	総点数							点	
										患者負担額							円	
医療機関コード										薬剤費負担額							円	
医 科									食事療養費								円	
年 月 日									食事療養費自己負担額								円	
医療機関住所	名称 氏名 印								該当に○	制度	保険		本人負担					
										老人	本人		1割					
										心身障害者	継続療養		2割					
										乳幼児								
										母子	扶養		3割					
	父子																	

注意：レセプト単位で証明してください。